

一宮軟式野球連盟 表彰委員会 規程

第1条 (目的)

本委員会は、本連盟に於いて功績のあった個人及び団体の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (委員の選出)

正副理事長、各局部長及び理事会で選出した者を会長が委嘱する。

委員は審議会を構成し、正副理事長、各局部長を除く委員から正副委員長を互選する。

委員長に事故ある場合は、副委員長がその職務を代行する。

第3条 (表彰選考)

表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

1. 協会表彰

ア. 愛知県体育表彰については、愛知県体育協会表彰規定及び愛知県体育協会表彰基準に該当したものを推薦する。

イ. 一宮市体育協会表彰については、一宮市体育協会表彰規定及び一宮市体育協会表彰基準に該当したものを推薦する。

2. 功労表彰

ア. 愛知県軟式野球連盟功労役員推薦者は、理事を10年以上経過した者一宮軟式野球功労表彰を受けてから5年以上連盟に携わった者

イ. 一宮軟式野球連盟功労表彰は、審判員を10年以上経過した者
多年にわたり軟式野球の振興及び選手の育成に貢献し、特にその功績が顕著な者

監督として20年、選手として30年以上経過した者

3. 連盟表彰

ア. 愛知県軟式野球連盟優秀選手推薦は、1年間を通じて優秀な成績を挙げ模範的な選手であった者

イ. 一宮市軟式野球連盟優秀表彰は、各大会の優勝チーム監督の推薦者とする

4. 特別表彰賞

ア. 全国大会に出場したチーム及び完全試合を行った者

イ. 一宮軟式野球連盟に15年以上貢献した者

第4条 (表彰)

1. 表彰は、総会において行う。
2. 被表彰候補者の選考は、軟式野球に関する経歴並びに連盟に対する功績を記した者を各代表（理事、審判部、少年部、OB部、早朝部）が推薦書を会長に提出する。
3. 会長は、提出された候補者及びその他、会長が適任と認める者について一宮軟式野球連盟表彰委員会に諮り、理事会の承認を得なければならない。

第5条 (取り消し)

表彰を受けた者が刑に処せられ、又は対面を汚す行為があった場合は、理事会の決議を得て表彰を取り消すことができる。

第6条 (改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附 則

この規定は、平成23年2月20日より施行する。

この規定は、平成25年2月17日より改正する。